3に規定するベトナム人介護福祉士候補者をいう。）」を加え、同3の⑷及び同三の3の⑷中「若しくはインドネシア人看護師等」を「、インドネシア人看護師等若しくはベトナム人看護師等」に改める。

第三の一の2の⑵及び二の2の⑵中「若しくはインドネシア人看護師等」を「、インドネシア人看護師等若しくはベトナム人看護師等」に改める。

○厚生労働省告示第五百十二号

特例インドネシア人看護師候補者及び特例インドネシア人介護福祉士候補者の雇用管理、研修の実施等に関する指針（平成二十三年厚生労働省告示第百九十二号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年九月十八日

厚生労働大臣　小宮山洋子

第二の一の2の⑶中「協定指針第四の二の4若しくは」を「協定指針第四の二の4、」に、「の規定」を「若しくは看護師及び介護福祉士の入国及び一時的な滞在に関する日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との間の交換公文に基づく看護及び介護分野におけるベトナム人看護師等の受入れの実施に関する指針（平成二十四年厚生労働省告示第五百七号。以下「ベトナム人看護師等受入れ指針」という。）第四の二の4の規定」に改め、同2の⑷中「若しくはフィリピン人看護師等受入れ指針第四の二の5」を「、フィリピン人看護師等受入れ指針第四の二の5若しくはベトナム人看護師等受入れ指針第四の二の5」に改める。

○厚生労働省告示第五百十三号

特例フィリピン人看護師候補者の雇用管理、研修の実施等に関する指針（平成二十四年厚生労働省告示第百九十号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年九月十八日

厚生労働大臣　小宮山洋子

第二の二の3中「協定指針第四の二の4若しくは」を「協定指針第四の二の4、」に、「の規定」を「若しくは看護師及び介護福祉士の入国及び一時的な滞在に関する日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との間の交換公文に基づく看護及び介護分野におけるベトナム人看護師等の受入れの実施に関する指針（平成二十四年厚生労働省告示第五百七号。以下「ベトナム人看護師等受入れ指針」という。）第四の二の4の規定」に改め、同二の4中「若しくはインドネシア人看護師等受入れ指針第四の二の5」を「、インドネシア人看護師等受入れ指針第四の二の5若しくはベトナム人看護師等受入れ指針第四の二の5」に改める。

○農林水産省告示第二千百七十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年九月十八日

農林水産大臣　郡司　彰

一　保安林の所在場所　静岡県静岡市葵区上落合字青崩八六九、八七〇、字草所八八三から八八六まで

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を静岡県庁及び静岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千百七十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、保安林の指定をする。

平成二十四年九月十八日

農林水産大臣　郡司　彰

一　保安林の所在場所　静岡県静岡市葵区鍵穴字大瀬戸六四五の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字大瀬戸六四五の一（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を静岡県庁及び静岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千百八十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年九月十八日

農林水産大臣　郡司　彰

一　保安林の所在場所　静岡県静岡市葵区上落合字扇平六二七、字内山六四一、六四二、六四七、長妻田字日影五九四の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を静岡県庁及び静岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千百八十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年九月十八日

農林水産大臣　郡司　彰

一　保安林の所在場所　静岡県伊豆市湯ヶ島字間之沢二七二五の一、二七二五の二、二七二八、二七二九の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字間之沢二七二五の一・二七二五の二・二七二八・二七二九の一（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を静岡県庁及び伊豆市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千百八十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年九月十八日

農林水産大臣　郡司　彰

一　保安林の所在場所　静岡県三島市字金野四七二七の一、四七二七の二（次の図に示す部分に限る。）、四七二七の三、四七二七の四、四七二七の五・四七二八の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、佐野字片平山一六四七の一〇八五、一六四七の一〇八六から一六四七の一〇八八まで（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、一六四七の一〇八九、一六四七の一六四七、一六四七の一六五一（次の図に示す部分に限る。）、一六四七の一六五五

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字金野四七二八の一・字片平山一六四七の一〇八八（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を静岡県庁及び三島市役所に備え置いて縦覧に供する。）